

②行政執行法人

- ・国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、确实・正確な執行に重点を置いて事務・事業を行う法人。
- ・単年度ごとの目標管理の下で効率的な業務運営を実施。執行に関する法人の裁量が小さく、必要最小限の簡素な意思決定の仕組みとすることが適当。

2. 新たな法人制度に共通するルールの整備

～適正な事前・事後の関与の仕組みを導入。国民から信頼される制度を構築～

①法人の内外から業務運営を適正化する仕組みの導入

- 不適切な業務運営が明らかな場合、主務大臣の是正命令等の必要な措置。
- 監事に対する調査権限の付与等により内部ガバナンスを強化。適正な業務運営に係る役員の義務と責任を明確化。

②財政規律の抜本的な強化

- 交付金について事業別の予算の積算（見積もり）・執行実績を公表し、予算と実績の乖離を把握。
- 不適切な支出と法人内部の不要資産の留保を防止する仕組みを強化。
- 自己収入に関する目標を設定させ、国の財源に依存しない経営を促進。
- 経営努力で自己収入を増加させた場合等におけるインセンティブの強化。

③一貫性・実効性のある目標・評価の仕組みの構築

- 政策責任者たる主務大臣が法人の中期目標設定から評価まで一貫して実施。
- 法人の実績・成果に応じて適切に評価のランク付けがなされる基準の導入等、府省横断的な評価ルールを設定。
- 中期目標期間の終了時等における法人の改廃等の判断の仕組みを導入。

④国民目線での第三者チェックと情報公開の推進

- 「お手盛り」防止のため、制度所管府省に設置する第三者機関により主務大臣の評価等を点検。行政評価・監視、行政事業レビューも適切に組み合わせ、国民目線での第三者チェックを実施。
- 組織・業務状況に係る情報公開の内容を拡充（部門別職員数やOB再就職先との取引状況、契約によらない支出の状況、資産保有状況等）。業務運営状況等に係る国民向け説明会を開催。
- 会計基準を見直し、事業別のセグメント情報を充実。事業と財源の対応関係を明確化することにより、交付金の投入につき原則業務達成基準を採用。

III 独立行政法人の組織の見直し

- 各独立行政法人の組織の見直しの結果、現行102法人が65法人に大幅に縮減。縮減される37法人の内訳は次のとおり（今後検討のものを含む）。
- ・廃止（国移管・民間移管を含む）：7法人
- ・民営化等：7法人
- ・統合：35法人→12法人（▲23法人）

IV 新たな法人制度及び組織への移行に当たっての措置

- 新たな法人制度及び組織への移行に当たっては、合理化を徹底。
- 制度・組織の見直しに基づく取組を進めるに当たっては、独立行政法人の職員の雇用の安定に配慮。